

横浜市内 指定特定相談支援事業所
指定障害児相談支援事業所 管理者各位

横浜市健康福祉局障害施策推進課長

主任相談支援専門員配置加算の取扱いについて（通知）

日頃より、本市障害者福祉行政に多大なご協力をいただき、ありがとうございます。

令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定において、「主任相談支援専門員配置加算」について、新たな区分が創設されました。算定要件について、以下とおり整理をしましたので、ご確認ください。

1 算定要件

(1) 主任相談支援専門員配置加算（I）300単位

主任相談支援専門員配置加算（I）を取得する場合は、事前に障害施策推進課相談支援推進係にご相談ください。

- ① 地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定（障害児）相談支援事業所である。

【対象事業所の要件】

主任相談支援専門員が、以下のいずれかの役割を担っている場合

- ・市自立支援協議会や市の設置する検討会の委員を担っている。
- ・相談支援従事者初任者研修又は現任研修の企画委員又は講師を担っている。
- ・県域・市域の研修（相談支援研修Ⅰ、虐待防止研修等）の講師を担っている。
- ・基幹の実施する事業所訪問や相談支援従事者向けの研修会の企画運営を実施していることを区自立支援協議会から認められている。

- ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的（週に1回程度）に開催している。
- ③ 当該指定特定（障害児）相談支援事業所及び他の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援の新規に採用した全ての相談支援専門員に対して同行による研修を実施している。
- ④ 当該指定特定（障害児）相談支援事業所及び他の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援全ての相談支援専門員に対し、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として指導、助言を行っている。

- ⑤ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること。
(①再掲 基幹の実施する事業所訪問や相談支援従事者向けの研修会の企画運営を実施)

(2) 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ) 100単位

- ① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的(週に1回程度)に開催している。
- ② 当該指定特定(障害児)相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対して同行による研修を実施している。(ひとり事業所の場合は、他事業所に対し実施すること)
- ③ 当該指定特定(障害児)相談支援事業所及び全ての相談支援専門員に対し、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として指導、助言を行っている。(ひとり事業所の場合は、他事業所に対し実施すること)
- ④ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等について協力している。(区自立支援協議会相談部会への事務局等としての参画、相談支援従事者初任者研修インターバル実習の受け入れ、区域の研修への協力)
 - ・区域の研修への協力

(3) 留意事項

各年度末に主任相談支援専門員の取組状況について、実績の報告を依頼する予定です。

2 主任相談支援専門員の役割について

横浜市では以下の点を主任相談支援専門員の役割として想定していますので、ご協力のほどお願いいたします。

- ・相談支援従事者初任者研修又は現任研修のインストラクターの実施
- ・主任相談支援専門員連絡会(市主催)への参加

3 参考資料

主任相談支援専門員配置加算に関する届出書

<担当>

横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

TEL 045-671-4133 FAX 045-671-3566

メールアドレス: kf-soudanshien@city.yokohama.jp

